# 公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の概要

選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額の基準について、物価変動等を考慮して引き上げを行う等所要の措置を講ずる必要があるため、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第197条の2第1項から第3項までの規定に基づき、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)の一部を改正する。

### 1. 改正内容

## (1)報酬及び実費弁償の額の基準の引き上げ

選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額の基準について、以下のとおりとする。

### ○ 選挙運動に従事する者に支給することができる額の基準

<実費弁償>

ZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZ		
	現行	改正後
宿泊料	1 夜につき 12,000 円	1 夜につき 23,000円
	(食事料2食分を含む)	(食事料2食分を含む)
弁当料	1食につき 1,000円	1食につき 1,500円
	1日につき 3,000円	1日につき 4,500円
茶菓料	1日につき 500円	1日につき 1,000円

#### <報酬>

	現行	改正後
事 務 員	10,000 円	<u>15, 000 円</u>
車上等運動員	15,000 円	<u>20, 000 円</u>
手話通訳者	15,000 円	<u>20, 000 円</u>
要約筆記者	15,000 円	20,000 円

# ○ 選挙運動のために使用する労務者に支給することができる額の基準 <実費弁償>

	現行	改正後
宿泊料	1 夜につき 10,000 円	1 夜につき 20,000円
	(食事料を除く)	(食事料を除く)

※ 報酬の額の基準については、改正しない。

### (2) その他所要の改正 ※ 実費弁償として航空賃を明記することとした。

### 2. 今後の予定

公布日:令和7年6月27日(金)

施行日 : 公布の日の翌日 ※第27回参議院議員通常選挙から適用される

上記の改正に伴い、参議院比例代表選出議員の選挙における報酬及び実費弁償の額について、 公職選挙法第 197 条の2第1項及び第2項の規定に基づき、参議院比例代表選出議員選挙執行 規程(昭和58年中央選挙管理会告示第3号)の一部を改正する。